

○文部科学省告示第四十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三條第二項及び第百三十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされてきているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。

一・二 「略」

三 当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しない。

イ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号。以下「免許法」という。）第三条の二第一項の非常勤の講師である当該中学校等の教員が、同項各号（中学校等に係る部分に限る。）に掲げる事項の教授又は実習を担任する場合

ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する場合

四 生徒が当該授業を履修する場所に当該中学校等の教員が配置され、前号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと。

五〇七 「略」

改正前

1 学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、文部科学大臣が、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認めて、当該中学校等を指定する場合とする。

一・二 「同上」

三 当該授業を行う者は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 生徒が当該授業を履修する場所に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、前号の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと。

五〇七 「同上」

<p>「項を削る。」</p>	<p>2 前項の指定に関して必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。